

事案発生日	事業者名	船名	発出日	事故概要	指導事項(詳細)	県	市
2021/12/24	宗像市	おおしま	2022/3/29	<p>令和3年3月以降、宗像市のフェリー「おおしま」は、危険物船舶運送及び貯蔵規則においてフェリーでの運送が認められていない危険物「次亜塩素酸ナトリウム」を計6回運送した。各運送にあたり、旅客の負傷者なし。</p> <p>令和4年1月28日、九州運輸局の運航労務監理官が海上運送法に基づく監査を実施した。</p> <p>3月29日、安全管理規程作業基準第5条に関連して、荷送人に対し、危険物運送の申込後速やかに危険物明細書の提出を求めること。また、安全統括管理者及び運航管理者は申込のあった危険物を本船において運送することの法的適合性を事務所側・船側の両者が当該運航の事前に判断可能とする体制を構築することを含む指導を行った。</p>	<p>1. 安全管理規程第51条に関連して、安全統括管理者及び運航管理者は継続的に危険物運送に関する具体的安全教育を運航管理員、陸上作業員、乗組員等に対し実施し、その概要を記録すること。</p> <p>2. 安全管理規程作業基準第5条に関連して、荷送人に対し、危険物運送の申込後速やかに危険物明細書の提出を求めること。また、安全統括管理者及び運航管理者は申込のあった危険物を本船において運送することの法的適合性を事務所側・船側の両者が当該運航の事前に判断可能とする体制を構築すること。</p> <p>3. 安全管理規程作業基準第5条に規定する危険物の取扱いを遵守すること。なお、実態にそぐわない場合には安全統括管理者及び運航管理者は、同条の見直しを検討すること。</p>	福岡県	宗像市